

和歌山県立自然博物館における科研費等使用研究活動の特定不正行為  
の防止及び特定不正行為等調査等実施マニュアル

和歌山県立自然博物館長  
令和 5 年 5 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 このマニュアルは、和歌山県立自然博物館（以下「自然博物館」という）が学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金（科研費等）を使用して行う研究活動において、特定不正行為の防止及び特定不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合（以下「不正行為等」という。）の調査等に関し、「和歌山県立自然博物館競争的研究費による研究実施方針」（以下「研究実施方針」という）第 9 条第 4 項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 このマニュアルにおいて「学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金」とは、次の各号に掲げる研究費をいう。

- (1)自然博物館又は自然博物館に所属する研究者が研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人（以下「国等研究費配分機関」という）の審査を経て交付される研究費。
- (2)国等研究費配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はその所属する研究グループと研究費配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む）。
- 2 このマニュアルにおいて「研究者」とは、自然博物館に所属する研究職員のほか、自然博物館において研究活動に従事する全ての者をいう。
- 3 このマニュアルにおいて対象とする「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう（以下「特定不正行為」という）。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為には該当しない。
- 4 前項に記載した、調査結果等の捏造、改竄及び盗用とは次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 捏造…確認されていない事実の創作
  - (2) 改竄…自説の裏付けとする意図によるデータの数値の調整
  - (3) 盗用…他者の研究成果の無断使用（数値、画像、塩基配列、など）

- (4) (1)～(3)以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱の程度が甚だしいもの
- 5 このマニュアルにおいて「研究グループ」とは、研究実施方針の第2条第2項に定める自然博物館の研究者が所属する第一展示室と第二展示室の2つの研究グループをいう。
- 6 このマニュアルにおいて「科学コミュニティ」とは、科学研究等を通じて真実の探求を行い、新たな知を創造するためのコンソーシアムや学会等の組織をいう。

#### (研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

#### (総括責任者)

- 第4条 総括管理責任者である和歌山県立自然博物館副館長（以下「副館長」という）は、最高管理責任者である館長を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、自然博物館を統括する実質的な権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
- 2 館長は、このマニュアルに定めることのほか、研究活動おける不正行為への対応を整備し、公表するものとする。

#### (部局責任者)

- 第5条 取扱規程第2条第2項に定める各研究グループの長は、当該研究所における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

#### (研究倫理教育責任者)

第6条 館長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、副館長と学芸課長を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、自然博物館に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(特定不正行為に関する告発)

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、和歌山県立自然博物館総務課（〒642-0001 和歌山県海南市船尾 370-1、電話番号：073-483-1777、FAX番号：073-483-2721）に受付窓口を置くものとする（以下「告発窓口」という）。告発への対応や調査などの一切の過程の責任は館長が負うものとする。

2 自然博物館は、ホームページ等を通じて受付窓口を公表するものとする。

3 特定不正行為の告発は、書面、電話、FAX、又は面談によることができるものとする。

4 受付窓口は、告発した者の住所、氏名、所属、連絡先、研究者の特定不正行為の態様について聞き取りし、告発を受けた日時を含め、別紙様式1により記録を残さなければならない。

5 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者、研究グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。

6 自然博物館は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関・研究グループ等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求めることがあること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを、あらかじめ公表しておかななければならない。

7 告発が匿名だった場合には、第5項の内容に加えて、証拠書類等が添付されるなど、信憑性が高い場合に限り受け付けるものとする。

- 8 受付窓口が告発や相談を受ける場合は、個室での面談や、電話や電子メールなど窓口となる職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 9 科学コミュニティや報道により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、受付窓口で告発があった場合に準じた取扱いをするものとする。
- 10 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていた場合は、第5項に準じた取扱いをするものとする。
- 11 館長は、告発に際して、自然博物館以外にも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に告発があった旨の通知をするものとする。
- 12 館長は、告発に際して、自然博物館が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付するものとする。
- 13 館長は、他の研究機関から自然博物館が調査を行うべき機関として、告発が回付されたときは、自然博物館に告発があったものとして取扱うものとする。
- 14 館長は、第5項の規定により告発を受け付けたときは、告発者に対し、別紙様式2により受け付けたことを通知するものとする。ただし、第7項の規定により告発を受け付けたときは、通知しないものとするが、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱うものとする。
- 15 館長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して、告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 16 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、館長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、館長は、被告発者が自然博物館に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に、当該事案を回付することができるものとする。なお、館長が被告発者に警告を行った際、被告発者が自然博物館に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等を通知するものとする。
- 17 和歌山県は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。

- 18 和歌山県は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。

(告発の報告及び調査を行う機関)

- 第8条 受付窓口は、特定不正行為に関する告発を受けたときは、第7条第4項に基づき記録された別紙様式1により速やかに館長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 館長は、前条第15項に示す、告発の意思を明示しない相談について、受付窓口から報告があった際、館長の判断で、その事案の調査を開始し、告発者に対して別紙様式2により受付を通知することができるものとする。
  - 3 自然博物館に所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として自然博物館が告発された事案の調査を行うものとする。
  - 4 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究活動を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関について、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
  - 5 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うものとする。
  - 6 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行うものとする。被告発者が離職後、どの機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行うものとする。
  - 7 第3項から第6項までによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に所属しているかどうかに関わらず、誠実に調査を行わなければならない。
  - 8 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行うものとする。この場合、本来調査を行うべ

き研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

#### (予備調査)

- 第9条 館長は、第7条第5項及び第7項の規定により告発を受け付けたときは、別紙様式3により、速やかに副館長に予備調査を指示するものとする。
- 2 館長から予備調査の指示を受けた者（以下「予備調査者」という）は、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全等必要な措置をとらなければならない。なお、当該保全措置は、予備調査の結果、特定不正行為の疑いがないと判断されたとき、又は本調査が終了したときまで継続されなければならない。
  - 3 前項の保全措置については、保全措置に影響しない範囲の研究活動を制限するものであってはならない。
  - 4 予備調査者は、告発された特定不正行為が行われた可能性について、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された研究活動の公表から告発までの機関が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特定に応じた合理的な保存期間、又は和歌山県が定める文書保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
  - 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等については、取下げに至った経緯・事情を含めて、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かも含めて調査するものとする。
  - 6 予備調査者は、指示のあった日から30日以内にその結果を別紙様式4により館長に報告しなければならない。
  - 7 予備調査者は、やむを得ない事情により、予備調査の報告を第6項で示された日数までに完了できないときは、事前に別紙様式5により予備調査の延長の申出書を館長に提出しなければならない。
  - 8 館長は、予備調査者から提出された予備調査の延長の申し出について、内容を判断したうえで、別紙様式6により予備調査の報告期限の延長を通知するものとする。

#### (本調査の実施等)

- 第10条 館長は、第9条第6項の報告を踏まえ、告発を受け付けた日から数えて原則として60日以内に本調査の要否を決定するものとする。

- 2 館長は、前項の規定により本調査を要すると判断したときは、自然博物館科研費等使用にかかる特定不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）を速やかに設置し、別紙様式7により、当該委員会に本調査を要請しなければならない。
- 3 委員会は、本調査の実施決定後、60日以内に調査を開始するものとする。
- 4 委員会は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、別紙様式8により、館長に対して通知するものとする。あわせて、180日間の調査期間を指定して本調査への協力を要請するものとする。
- 5 館長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、告発者に対し別紙様式9により通知するものとする。このとき、本調査を要しないと決定したときは、その理由と併せて告発者に通知するものとする。また、本調査を要すると決定したときは、告発者に対して調査への協力を求めるものとする。
- 6 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上での掲載により、特定不正行為の疑いが指摘された場合も、第4項及び第5項と同様に取り扱うものとする。
- 7 館長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、和歌山県教育委員会へ速やかに報告するものとする。
- 8 館長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、別紙様式10により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省へ報告するものとする。
- 9 館長は、第1項の規定により本調査を要しないと判断したときは、予備調査に係る資料等を5年間保存し、当該事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じて開示するものとする。なお、告発者が開示を求める際は、和歌山県情報公開条例に基づく手続きによらなければならない。
- 10 館長は、当該事案に係る配分機関等の求めに応じて、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該事案に係る配分機関等に提出するものとする。
- 11 館長は、第1項の規定により本調査を要すると判断し、相当の理由があるときは、委員会による事実の認定の報告が確定されるまでの間、当該事案に係る競争的研究費等の支出を停止させることができるものとする。

（委員会の設置）

第11条 第10条第2項で設置される委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会は、半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
- 3 委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 4 委員長は、副館長をもって充てる。
- 5 外部有識者以外の委員は、特定不正行為の告発事案に該当する研究グループの職員のうち、館長が若干名を指名するものとする。
- 6 館長は、第 10 条第 1 項の規定により、本調査を要すると判断したときは、告発者及び被告発者に対して、委員会の構成員をあわせて通知するものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、前項で通知された委員会の構成員に対して、異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により館長へ申し立てることができるものとする。ただし、異議申し立ては、前項の通知を発送した日から 14 日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。
- 8 告発者又は被告発者から前項の異議申し立てがあったときは、館長は、異議申し立ての内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、委員会の構成員を交代させ、別紙様式 11 により、告発者、被告発者及び被告発者の所属する研究グループの長に通知するものとする。ただし、異議申し立てが本調査の遅延を目的としたものであったことが判明した場合、館長は、次回の異議申し立てを受理しないものとする。
- 9 館長は、前項の規定により、委員会の構成員を交代させたときは、和歌山県教育委員会へ速やかに報告するものとする。
- 10 館長は、前項の規定により、委員会の構成員を交代させたときは、別紙様式 12 により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 11 専門委員の招集にかかる報償費及び旅費等については、和歌山県が負担するものとする。

(本調査の方法等)

- 第 12 条 本調査は、当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート等、盗用が疑われる場合は盗用のもととなった論文等、各種資料の精査及び関係者への聞き取り並びに再現行動により行うものとする。なお、再現行動については、委員会において必要と判断された場合に行うものとする。
- 2 委員会が再現行動を被告発者に求める場合、又は被告発者が自らの意思により申し出て委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し、自然博物館が合理的に必要と判断される範囲内におい

て、これを行うものとする。その際の再現行動は、委員会の指導・監督の下に行うものとする。

- 3 本調査においては、被告発者に、書面又は口頭による弁明の機会が与えられなければならない。なお、被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 被告発者並びに関係者は、本調査に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 再現行動等が自然博物館において行えない場合、館長は再現行動を行える機関に協力を要請するものとする。協力を要請された機関は、再現実験に誠実に協力するものとする。
- 6 委員会は、証拠の保全及び本調査の実施のため、必要最小限の範囲並びに期間において、本調査に必要な施設、機器及び薬剤等の使用を中止させることができる。
- 7 本調査の対象には、告発された事案に係る研究のほか、委員会が必要と認めた場合、その他の研究についても含めるものとする。
- 8 本調査に携わる者は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいしてはならない。
- 9 再現行動等により必要となった経費については、和歌山県が負担するものとする。
- 10 上記に掲げるほか、委員会における調査方法については、特定不正行為の態様等に応じて、委員会において定めるものとする。

#### (事実の認定)

第 13 条 委員会は、本調査開始後、180 日以内に特定不正行為の事実があったか否かを認定し、特定不正行為と認定された場合はその内容、被告発者を含めた特定不正行為に関与した者（以下「被告発者等」という。）とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について調査結果を取りまとめ、別紙様式 13 により、館長に報告しなければならない。なお、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又

は措置をした配分機関等の求めがあったときは、委員会は、任意の様式により調査の中間報告を取りまとめ、館長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の認定により、特定不正行為の事実が無かったと認定された場合において、告発が悪意に基づくものであことが判明したときは、事前に告発者に弁明の機会を与えたうえで、この旨の認定を行うものとする。
- 3 委員会は、第1項の規定において特定不正行為の事実があったか否かを認定するときは、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠を総合的に判断するとともに、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定してはならない。
- 4 委員会は、第12条第3項による、被告発者からの証拠が提出された場合において、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定するものとする。
- 5 委員会は、被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定するものとする。  
ただし、被告発者が、善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない災害等の理由により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せなくなった場合等、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。また、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が、和歌山県が別に定める保存期間を超えていた場合も同様とする。
- 6 第12条第3項に規定する説明責任の程度及び第13条第5項に規定する本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じて、調査委員会の判断に委ねるものとする。

(調査結果の通知等)

第14条 館長は、第13条第1項による調査結果の報告を受けたときは、別紙様式14により、速やかに告発者に通知するものとする。なお、館長は、第13条第1項による調査結果の報告において、第13条第2項に規定する悪意に基づく告発と認定された場合は、別紙様式15により、告発者の所属する研究グループにも通知するものとする。

- 2 館長は、第13条第1項による調査結果の報告を受けたときは、別紙様式16により、速やかに被告発者等及びその所属する研究グループに通知するものとする。
- 3 館長は、第13条第1項による調査結果の報告を受けたときは、和歌山県教育委員会へ速やかに報告するものとする。
- 4 館長は、第13条第1項による調査結果の報告を受けたときは、別紙様式17により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。ただし、本調査の中間報告を行う場合は任意の様式によるものとする。
- 5 本条第1項及び第2項により通知を受けた告発者及び被告発者等は、認定の結果に異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により館長へ申し立てることができるものとする。ただし、異議申し立ては、前項の通知を発送した日から14日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。なお、被告発者からの異議申し立てについては、その期間内にあっても、同一理由による異議申し立てを繰り返すことはできないものとする。
- 6 前項の規定による告発者からの異議申し立てについては、告発が悪意に基づくものと認定されたときにのみ行うことができるものとする。
- 7 告発者及び被告発者等から前項の異議申し立てがあったときは、館長は、別紙様式18により、前回と同じ委員会に審査を要請するものとする。その際、異議申し立ての内容が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、館長は、委員会の専門委員及び委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。なお、委員会に代えて他の者に審査をさせる場合も、以下の条項において便宜上「委員会」と呼ぶものとする。
- 8 委員会は、異議申し立ての内容を審査し、異議申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、別紙様式19により、館長に報告しなければならない。
- 9 前項の規定により、被告発者等からの異議申し立てに対し、委員会が再調査を要しないと決定したときは、館長は、別紙様式20により、被告発者に対して、決定事項を通知しなければならない。このとき、被告発者等からの異議申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断された場合は、館長は、以後の異議申し立てを受け付けられないことができるものとする。
- 10 被告発者等からの異議申し立てについて、再調査を要すると決定したときは、委員会は、館長の了解を得たうえで、被告発者等に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査

に協力するよう求めるものとする。協力が得られない場合には、委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切るものとする。その場合、委員会は、直ちに別紙様式 19 により、館長に報告し、館長は、被告発者等に対し、別紙様式 20 により決定事項を通知するものとする。

- 1 1 館長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、別紙様式 21 により、告発者にその旨を通知するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも通知するものとする。
- 1 2 館長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、和歌山県教育委員会に報告するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 1 3 館長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、別紙様式 22 により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 1 4 委員会は、被告発者等からの特定不正行為の認定に係る異議申し立てによる再調査を開始したときは、30 日以内に第 1 3 条第 1 項に基づく事実の認定を覆すか否かを決定し、別紙様式 23 により、その結果を直ちに館長に報告するものとする。
- 1 5 館長は、委員会から前項の報告を受けたときは、別紙様式 24 により、告発者、被告発者等及び被告発者等が所属する機関に対して、決定事項を通知するものとする。
- 1 6 館長は、委員会から第 1 4 項の報告を受けたときは、和歌山県教育委員会に決定事項を報告するものとする。
- 1 7 館長は、委員会から第 1 4 項の報告を受けたときは、別紙様式 25 により、決定事項を当該事項の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 1 8 館長は、第 1 3 条第 1 項、第 2 項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、別紙様式 26 により、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。
- 1 9 館長は、第 1 3 条第 1 項、第 2 項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、和歌山県教育委員会に報告するものとする。

- 20 館長は、第13条第1項、第2項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、別紙様式27により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 21 委員会は、告発者からの特定不正行為の認定に係る異議申し立てによる再調査を開始したときは、30日以内に第13条第1項に基づく事実の認定を覆すか否かを決定し、別紙様式28により、その結果を直ちに館長に報告するものとする。
- 22 館長は、委員会から前項の報告を受けたときは、別紙様式29により、告発者、告発者が所属する機関及び被告発者等に対して、決定事項を通知するものとする。
- 23 館長は、委員会から第21項の報告を受けたときは、和歌山県教育委員会に決定事項を報告するものとする。
- 24 館長は、委員会から第21項の報告を受けたときは、別紙様式30により、決定事項を当該事項の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 25 館長は、委員会から特定不正行為の認定がなされたときは、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該事案に係る競争的研究費等の使用の中止を命じなければならない。

（調査結果の公表）

- 第15条 館長は、第13条又は第14条に基づく委員会からの報告により、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。
- 2 館長は、第13条又は第14条に基づく委員会からの報告により、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 館長は、第13条又は第14条に基づく委員会からの報告により、告発者からの悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表するものとする。

- 4 第1項から第3項までの調査結果の公表内容については、地方自治法及び地方公務員法並びに和歌山県の条例、規則及び諸規程によるものとする。

(告発者及び被告発者に対する処分)

- 第16条 和歌山県は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合、被認定者に対しては、地方自治法及び地方公務員法並びに和歌山県の条例、規則及び諸規程により、適切に処分するものとする。あわせて、和歌山県は、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 和歌山県は、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者の所属する機関に対し、内部規程に基づく適切な処分を行うよう求めるものとする。なお、告発者が和歌山県職員であった場合は、和歌山県は、地方自治法及び地方公務員法並びに和歌山県の条例、規則及び諸規程により、適切に処分するものとする。
  - 3 和歌山県は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合、被告発者等に対する名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

- 第17条 館長をはじめ、受付窓口、予備調査に携わる者及び本調査に携わる者は、科研費等の使用における研究活動の不正行為等の調査等に関して知り得た情報について他者に漏らしてはならない。
- 2 調査事案が漏えいした場合、館長は、告発者及び被告発者の了解を得たうえで、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者等の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とするものとする。

(その他)

- 第18条 このマニュアルに定める、館長と関係者との書類の往復については、受付窓口を経由するものとする。
- 2 このマニュアルについては、他の機関や学協会等の科学コミュニティに自然博物館が調査を委託したとき又は調査を実施する上で協力を求めたときに、委託された機関又は調査に協力する機関等にも適用されるものとする。
  - 3 このマニュアルに定めるものの他、競争的研究費等における研究活動の不正行為等に関して必要な事項は、必要に応じて別に定めるものとする。

## 附則

- 1 このマニュアルに記載する、文部科学省への報告については、科学研究費助成事業等文部科学省に係る競争的研究費等を対象としているが、他の公益財団等に係る競争的研究費等については、それぞれの団体が制定する規程やガイドラインに従うものとする。
- 2 このマニュアルは、令和5年■月■日から施行する。